

5. 修景・植栽に関する計画

『基本構想』及び『保存活用計画』では、「だれもが暮らし続けたいくなるまちとして、都会の中での自然とのふれあいや憩いの提供、景観の形成・保存といった公園本来の機能の充実」を図ること、ひいては「史跡を整備し、多様な人々が“憩う”場」を創出することを基本方針や史跡の望ましい将来像のひとつとして掲げている。また本計画第3章68頁に記載の通り、史跡指定地がある加賀一・二丁目地区には、景観法第8条第3項（※）による景観形成の方針が策定されている。

本節では史跡の保存と活用の観点に加え、景観形成の方針の遵守も考慮に入れた、史跡指定地内の修景・植栽に関する計画を策定する。

※景観法第8条第3項・・・景観計画において、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針を定めるよう努めると規定されている。

（1）修景・植栽に関する方針

修景・植栽計画についても地区ごとの展示方針に合わせた整備をめざすが、現時点では史跡指定地内の修景・植栽に関する歴史的資料が乏しく、往時の状況を把握することが困難な状況である。また史跡指定地内に生育する樹木は、野鳥の飛来によって自然進入したと考えられる樹木（A地区、B地区）や、公園造成に伴い植栽された樹木（A'地区）、近年植栽されたと考えられる果実類（A地区、B地区）などが確認されていること、加えて火薬製造所時代に植栽された植物や、整備された景観に歴史的価値付けを行うことが難しいことから、史跡公園整備に向けては、史跡と歴史公園として機能や姿が調和する修景、植栽をめざす。ただし、往時の修景や植栽に関する学術的調査研究は継続し、往時の状態が明らかになった場合は、その顕在化をめざす。

具体的な修景・植栽の整備については、遺構の保存に影響を与える可能性のある樹木の伐採や、緑陰により園内を快適に過ごせるような樹木の植栽、来場者が季節感を感じ取れるような草花の園内配置など、史跡の保存と活用の観点から種々の整備を検討する。

また、史跡に影響を及ぼさないと考えられる樹木の剪定や除草などの日常管理を行い、緑豊かな史跡公園をめざす。

(2) 地区ごとの計画

①A地区

【地区修景整備方針】

火薬製造所時代、特に終戦直前の修景復元をめざし学術的調査研究を継続し、復元に足りる資料の収集に努めるが、修景の復元が可能となるまでの期間は、史跡の景観を阻害している樹木及び遺構・建造物の保存に影響を与える樹木の伐採を検討する他は、可能な限りの植栽の維持を図るとともに、剪定や除草などの日常の維持管理を行い、来場者に快適な公園での滞在環境を提供する。

【具体的な整備方法】

王子新道側のエントランス設置予定部分並びに、加賀公園方面への園路及び歩道状空地の整備予定部分に樹木が密集しており、整備の阻害要因となっているので、必要最低限の樹木を伐採する。

「土塁（北側）」は「史跡の本質的価値を構成する諸要素」であるが、現在は自然進入したと考えられる樹木が複数植生しているため、遺構保存の観点から伐採等の対策が必要である。このうち枯死している樹木は伐採し、生存し根などが土塁の保存に影響を与えていないと判断できる樹木については、当面維持することを検討し、土塁の保存に影響を与える状況と判断された場合は、伐採等の適切な対応を検討する。

地区内のワジュロやトウネズミモチなど、明らかに後年自然進入したと考えられる樹木は、往時の修景を誤認させ、史跡の理解を妨げる恐れがあるため伐採を検討する。

また、石神井川緑道沿いのA地区北側は、遺構・建造物への影響を考慮しながら、来場者に憩いを提供するとともに、快適な遺構等の見学、回遊を可能にするために、緑陰を生み出す新たな植栽も検討する。

②A'地区

【地区修景整備方針】

当地区はすでに公園として開放され、サクラやケヤキ、モミジなどの植栽により地域住民の憩いの場となっている現状があり、併せて築山により歴史の重層性を象徴する地区であることから、往時の修景の復元整備は行わず、剪定や除草などの日常の維持管理を行い来場者に快適な公園での滞在環境を提供する地区とする。

【具体的な整備方法】

築山頂上部からの史跡指定地の眺望を史跡の理解にいかすために、眺望を阻害する樹木の伐採・剪定について、ランドスケープ等の専門家の意見を聴取しながら緑陰による空間の快適性の維持を考慮し、整備計画を策定する。また築山北側斜面で表土が流出した結果、根茎が露出している樹木は伐採し、新たな植栽を行うなどの法面保護の方法を講ずる。

また、先述した樹木の整備に加え、四季を通じ来場者の目を楽しませる草花を植栽するなど、憩いや眺望、景観に配慮した整備を検討する。

③B地区

【地区修景整備方針】

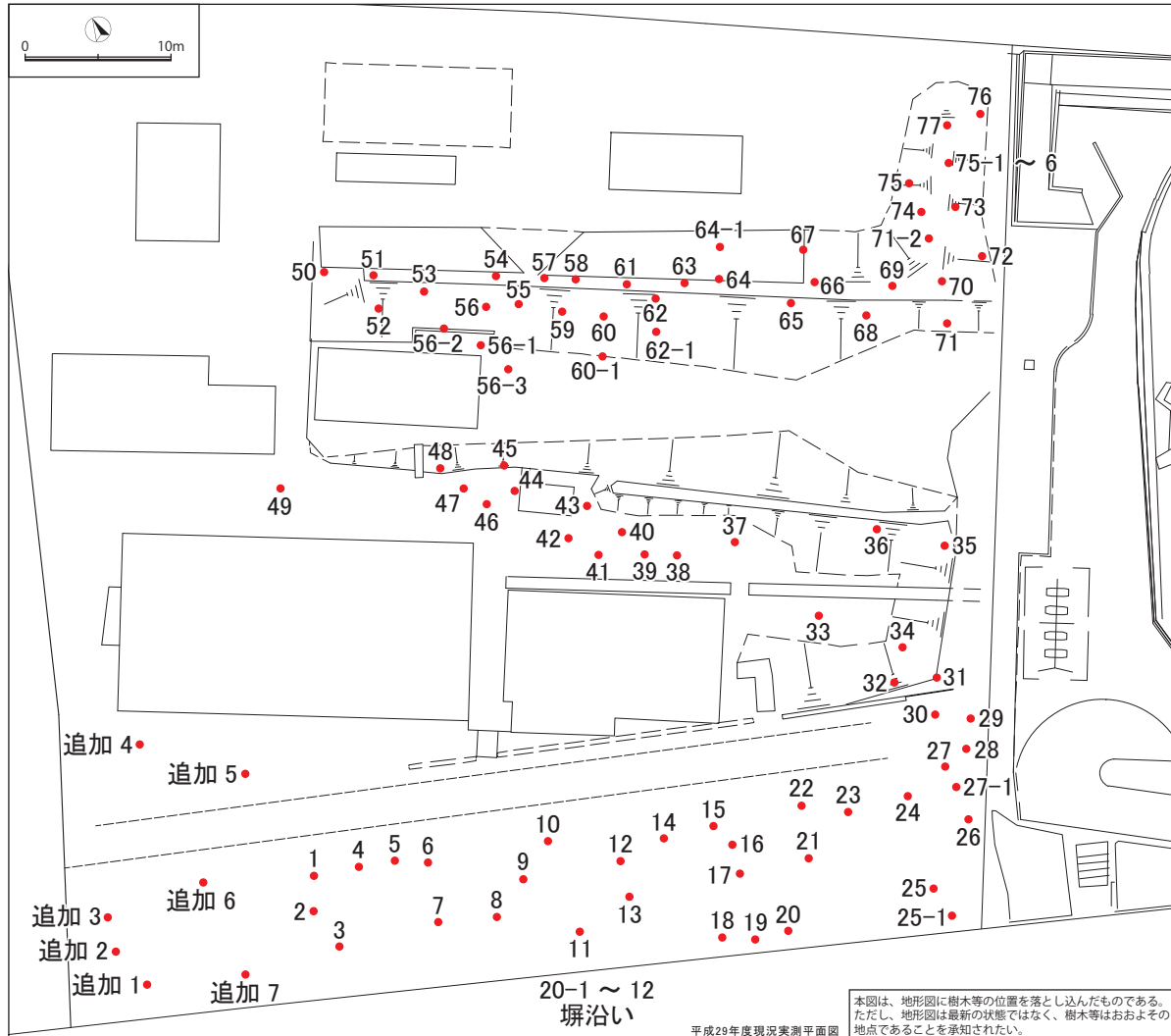
当地区の整備目標である昭和20～30年頃の修景の復元をめざし、学術的調査研究を継続し、復元に足りる資料の収集に努めるが、修景の復元が可能となるまでの期間は、史跡の景観を阻害している樹木及び遺構・建造物の保存に影響を与える樹木の伐採を検討する他は、可能な限りの植栽の維持を図るとともに、剪定や除草などの日常の維持管理を行い、来場者に快適な公園での滞在環境を提供する。

【具体的な整備方法】

園路整備の妨げとなる部分の樹木は移植や伐採を検討しつつ、併せて園内を散策する際に来場者の目を楽しませ、憩いを提供し、快適な回遊を可能とするための緑陰の維持も含めた整備計画を検討する。

地区内のサクラ、ナツミカンやカキ、ウメやビワといった樹木は、来場者が季節を体感するのに最適な樹種であることから、可能な限りの維持を検討する。

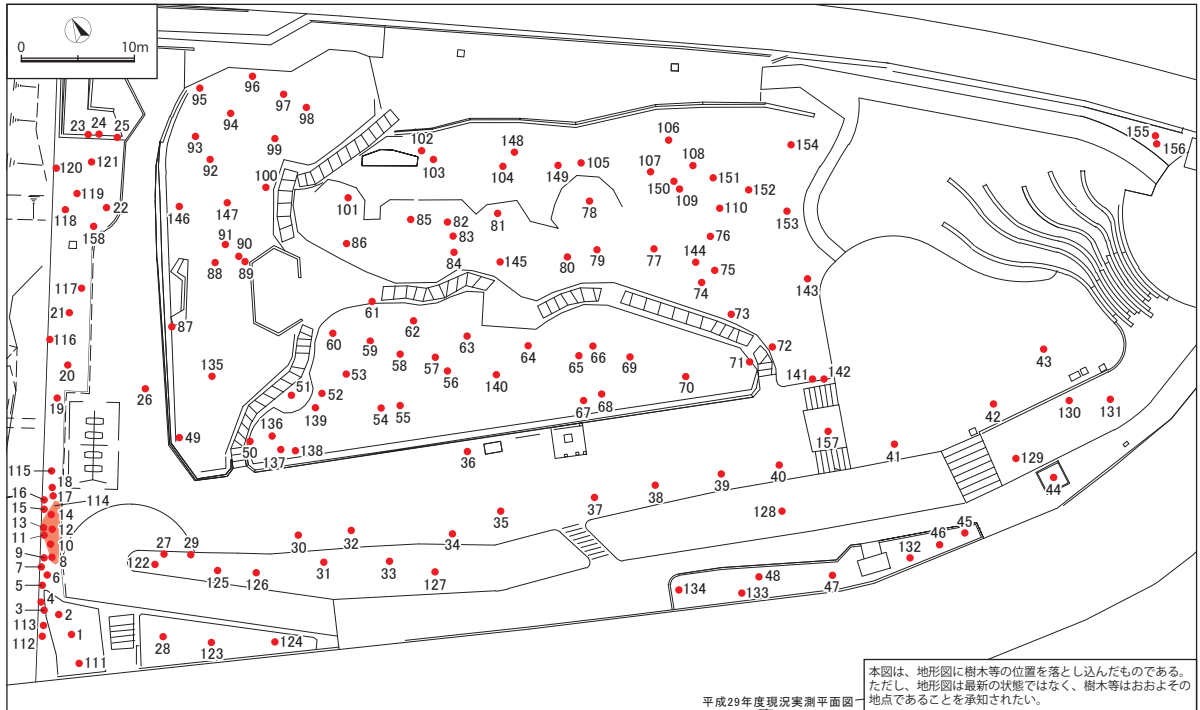
愛誠病院前は入口広場として、現在の植栽を維持するとともに、地上遺構を保護する盛土を行ったうえで芝生化するなど、来場者に憩いを与える空間、多目的に活用できる広場として整備することを検討する。



本図は、地形図に樹木等の位置を落とし込んだものである。ただし、地形図は最新の状態ではなく、樹木等はおよその地点であることを承知されたい。
平成29年度現況実測平面図

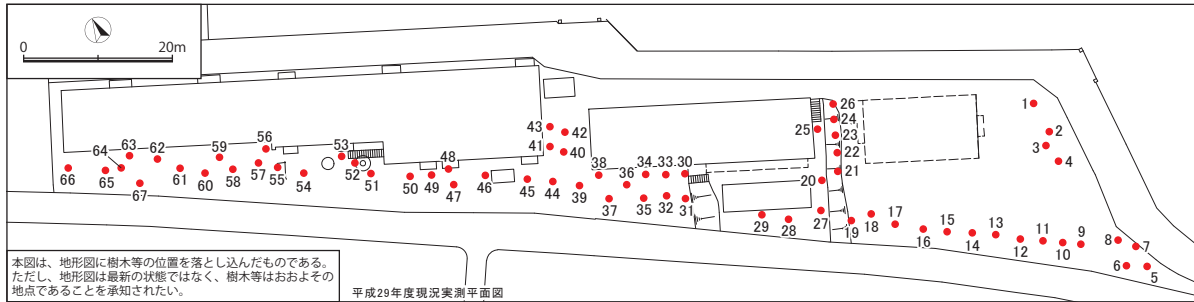
番号	種別	幹回 m	樹高 m	数量	番号	種別	幹回 m	樹高 m	数量	番号	種別	幹回 m	樹高 m	数量
1	ソメイヨシノ(大)	220	10.0	1本	25-1	トウネズミモチ(3本立)	156	10.0	1本	59	ヤブニッケイ	60	12.0	1本
2	アカマツ	80	12.0	1本	26	トウネズミモチ	32	9.0	1本	60	トウネズミモチ	36	10.0	1本
3	カキノキ	75	8.0	1本	27	ネズミ	28	5.0	1本	60-1	エノキ	250	15.0	1本
4	クロマツ	98	9.0	1本	27-1	シキミ	35	2.0	1本	61	ソメイヨシノ(3本立)(大)	305	15.0	1本
5	ソメイヨシノ	153	9.0	1本	28	ヤブツバキ	41	5.0	1本	62	トウネズミモチ(2本立)	86	8.0	1本
6	クロマツ	143	14.0	1本	29	トウネズミモチ	43	10.0	1本	62-1	トウネズミモチ(3本立)	38	7.0	1本
7	サカラ	38	7.0	1本	30	エノキ	176	15.0	1本	63	トウネズミモチ	33	7.0	1本
8	ヤブツバキ(3本立)	93	6.0	1本	31	ミズキ	60	10.0	1本	64	アカガシ(2本立)	57	12.0	1本
9	クロマツ	47	10.0	1本	32	ミズキ	54	10.0	1本	64-1	トウネズミモチ(2本立)	32	8.0	1本
10	カラスザンショウ(3本立)	154	10.0	1本	33	ソメイヨシノ	234	15.0	1本	65	枯損木(2本立)	166	12.0	1本
11	トウネズミモチ(3本立)	60	9.0	1本	34	ミズキ	64	10.0	1本	66	エノキ	208	15.0	1本
12	クロマツ	102	15.0	1本	35	エノキ	167	15.0	1本	67	枯損木	104	15.0	1本
13	ナツミカン	55	6.0	1本	36	ヤマモミジ	32	6.0	1本	68	ヤマモミジ	118	8.0	1本
14	ソメイヨシノ(2本立)	75	7.0	1本	37	カキノキ(2本立)	79	8.0	1本	69	枯損木	64	3.0	1本
15	ソメイヨシノ	310	12.0	1本	38	ヒメリンゴ(2本立)	45	10.0	1本	70	枯損木	210	4.0	1本
16	ワジュロ	-	4.0	1本	39	ヒメリンゴ	28	2.5	1本	71	ヤマモミジ	135	15.0	1本
17	ワジュロ	-	10.0	1本	40	ヒメリンゴ	29	2.5	1本	71-2	エノキ	31	15.0	1本
18	ヤブツバキ	39	5.0	1本	41	ヒメリンゴ(3本立)	38	4.0	1本	72	ムク	97	15.0	1本
19	ヤブツバキ	30	4.0	1本	43	カリン	60	6.0	1本	73	ソメイヨシノ	85	12.0	1本
20	ヤブツバキ	28	2.5	1本	44	ウメ	34	4.0	1本	74	ソメイヨシノ	62	15.0	1本
20-1	ヤブツバキ	30	4.0	1本	45	ウメ	60	5.0	1本	75	イヌザクラ(大)	220	15.0	1本
20-2	ヤブツバキ	30	4.0	1本	46	ヤブツバキ(3本立)	58	6.0	1本	75-1	トウネズミモチ	18	5.0	1本
20-3	ヤブツバキ	30	4.0	1本	47	サルズベリ(2本立)	38	6.0	1本	75-2	トウネズミモチ	22	5.0	1本
20-4	ヤブツバキ	30	4.0	1本	48	エノキ	45	10.0	1本	75-3	トウネズミモチ	36	6.0	1本
20-5	ヤブツバキ	30	4.0	1本	49	シラカシ	175	15.0	1本	75-4	トウネズミモチ	50	8.0	1本
20-6	ヤブツバキ	30	4.0	1本	50	トウネズミモチ(4本立)	135	12.0	1本	75-5	トウネズミモチ	42	7.0	1本
20-7	ヤブツバキ	30	4.0	1本	51	ソメイヨシノ(8本立)(大)	494	15.0	1本	75-6	トウネズミモチ	41	7.0	1本
20-8	ヤブツバキ	30	4.0	1本	52	エノキ(2本立)	133	12.0	1本	76	トウネズミモチ	42	8.0	1本
20-9	ヤブツバキ	30	4.0	1本	53	ヤマモミジ	64	6.0	1本	77	ミズキ	33	5.0	1本
20-10	ヤブツバキ	30	4.0	1本	54	エノキ	195	15.0	1本	追加1	ナツミカン	70	-	1本
20-11	ヤブツバキ	30	4.0	1本	55	エノキ	143	15.0	1本	追加2	ヒノキ	90	-	1本
20-12	ヤブツバキ	30	4.0	1本	56	エノキ	270	20.0	1本	追加3	マツ	60	-	1本
21	ワジュロ(4本立)	-	6.0	1本	56-1	トウネズミモチ(4本立)	47	4.0	1本	追加4	マツ	75	-	1本
22	ソメイヨシノ	170	1.5	1本	56-2	トウネズミモチ	20	4.0	1本	追加5	キンモクセイ	182	-	1本
23	ソメイヨシノ(2本立)(大)	242	1.2	1本	56-3	トウネズミモチ(7本立)	100	5.0	1本	追加6	ソメイヨシノ	200	-	1本
24	ソメイヨシノ(2本立)(大)	239	12.0	1本	57	ソメイヨシノ	185	15.0	1本	追加7	イチヨウ	170	-	1本
25	ホオノキ	43	7.0	1本	58	アキニレ	57	10.0	1本					

図 36 : A地区の樹木配置と樹木一覧



番号	種別	幹回 m	樹高 m	数量	番号	種別	幹回 m	樹高 m	数量	番号	種別	幹回 m	樹高 m	数量	
1	キリ	1.16	20.00	1本	54	エノキ	0.84	14.00	1本	107	ムクノキ	1.42	20.00	1本	
2	モッコク	0.42	4.00	1本	55	ケヤキ	1.20	16.00	1本	108	イヌシデ	1.56	18.00	1本	
3	エンジュ	0.92	20.00	1本	56	タブノキ	1.10	14.00	1本	109	ネズミモチ	0.22	3.00	1本	
4	ツバキ	0.24	3.00	1本	57	ハンノキ	0.70	14.00	1本	110	エノキ	1.14	16.00	1本	
5	ツバキ	0.30	4.00	1本	58	ハンノキ	0.86	16.00	1本	111	オオムラサキツツジ		0.90	40株	
6	サクラ	2.20	22.00	1本	59	ハンノキ	1.22	16.00	1本	112	ヒイラギ		1.50	1株	
7	ツバキ	0.10	2.00	1本	60	エノキ	0.96	16.00	1本	113	ヒイラギ		1.60	1株	
8	ツバキ	0.28	4.00	1本	61	ハンノキ	0.96	13.00	1本	114	オオムラサキツツジ		1.00	15株	
9	ツバキ	0.22	3.00	1本	62	エノキ	1.12	16.00	1本	115	オオムラサキツツジ		1.10	10株	
10	ツバキ	0.20	4.00	1本	63	ムクノキ	0.76	13.00	1本	116	ツバキ		3.50	24株	
11	ツバキ	0.10	4.00	1本	64	エノキ	0.76	12.00	1本	117	ツバキ		2.50	8株	
12	ツバキ	0.22	4.00	1本	65	エノキ	1.18	17.00	1本	118	ツバキ		1.70	1株	
13	ツバキ	0.10	3.00	1本	66	エノキ	1.00	17.00	1本	119	オリーブ		3.00	1株	
14	ツバキ	0.14	3.00	1本	67	ミズキ	0.92	14.00	1本	120	ツバキ		1.80	6株	
15	ツバキ	0.20	4.00	1本	68	イヌシデ	0.64	14.00	1本	121	コグマザサ		1.00	20.27㎡	
16	ツバキ	0.30	4.00	1本	69	エノキ	1.16	14.00	1本	122	ビヨウヤナギ		1.20	12株	
17	ツバキ	0.20	4.00	1本	70	アキニレ	1.00	17.00	1本	123	オオムラサキツツジ		1.00	60株	
18	ツバキ	0.18	2.60	1本	71	ハンノキ	0.88	18.00	1本	124	ムクゲ		1.70	1株	
19	ミズキ	1.26	18.00	1本	72	ハンノキ	1.12	17.00	1本	125	オオムラサキツツジ		1.70	7株	
20	キリ	1.62	22.00	1本	73	ミズキ	2.00	16.00	1本	126	ツゲ		2.30	14株	
21	イヌシデ	1.32	18.00	1本	74	エノキ	1.92	18.00	1本	127	オオムラサキツツジ		1.20	285株	
22	ツバキ	0.24	3.00	1本	75	ミズキ	0.92	15.00	1本	128	オオムラサキツツジ		1.20	387株	
23	ツバキ	0.10	2.40	1本	76	ミズキ	1.12	15.00	1本	129	ヒトツツジ		0.90	130株	
24	ツバキ	0.10	2.40	1本	77	ミズキ	1.42	15.00	1本	130	ヤマブキ		1.50	80株	
25	ツバキ	0.10	2.60	1本	78	イヌシデ	1.60	18.00	1本	131	ビヨウヤナギ		1.00	150株	
26	ハンノキ	1.50	15.00	1本	79	ミズキ	0.92	14.00	1本	132	オオムラサキツツジ		1.20	30株	
27	クロマツ	1.34	16.00	1本	80	ミズキ	0.76	7.00	1本	133	オオムラサキツツジ		0.90	40株	
28	サクラ	1.54	16.00	1本	81	エノキ	1.66	16.00	1本	134	エンジュ		1.20	1株	
29	サクラ	0.64	10.00	1本	82	ミズキ	1.22	16.00	1本	135	ツバキ		0.60	40株	
30	サクラ	1.50	14.00	1本	83	ハンノキ	1.12	16.00	1本	136	ササ		1.10	10.70㎡	
31	クロマツ	1.50	22.00	1本	84	ハンノキ	0.34	10.00	1本	137	シュロ		0.70	1株	
32	サクラ	1.70	18.00	1本	85	ミズキ	1.42	16.00	1本	138	モチノキ		2.00	1株	
33	ハンノキ	1.70	13.00	1本	86	ミズキ	2.26	15.00	1本	139	モチノキ		2.50	1株	
34	ハンノキ	0.60	8.00	1本	87	ツバキ	0.30	2.30	1本	140	ササ		1.20	331.40㎡	
35	サクラ	1.66	16.00	1本	88	エノキ	1.48	16.00	1本	141	ツバキ		1.70	1株	
36	ウメ	0.26	3.80	1本	89	ハンノキ	0.78	15.00	1本	142	ツバキ		2.40	1株	
37	サクラ	1.76	16.00	1本	90	モミジ	0.66	12.00	1本	143	ツバキ		4.50	8株	
38	サクラ	1.54	18.00	1本	91	ミズキ	1.20	16.00	1本	144	ササ		0.50	138.15㎡	
39	サクラ	1.40	18.00	1本	92	ケヤキ	1.76	15.00	1本	145	ササ		0.90	92.06㎡	
40	サクラ	1.38	16.00	1本	93	ミズキ	0.86	15.00	1本	146	コグマザサ		1.10	12.68㎡	
41	サクラ	1.74	16.00	1本	94	ミズキ	0.72	15.00	1本	147	ササ		0.40	67.92㎡	
42	サクラ	2.06	16.00	1本	95	ミズキ	0.90	16.00	1本	148	コグマザサ		1.00	10.40㎡	
43	サクラ	2.60	16.00	1本	96	アカシデ	1.14	18.00	1本	149	コグマザサ		0.50	3.17㎡	
44	イヌシデ	2.08	18.00	1本	97	ムクノキ	1.68	16.00	1本	150	ツゲ		1.20	1株	
45	ケヤキ	1.12	10.00	1本	98	ミズキ	1.86	16.00	1本	151	ベニカナメモチ		2.00	1株	
46	ケヤキ	1.34	10.00	1本	99	サクラ	0.46	9.00	1本	152	エゴノキ		3.70	1株	
47	ケヤキ	1.82	10.00	1本	100	ミズキ	1.62	15.00	1本	153	タニウツギ		1.80	30株	
48	ケヤキ	2.30	10.00	1本	101	サクラ	2.32	18.00	1本	154	ハギ		3.50	8株	
49	モミジ	0.44	7.00	1本	102	ハンノキ	0.70	18.00	1本	155	アセビ		0.70	20株	
50	ハンノキ	1.50	14.00	1本	103	サクラ	1.88	11.00	1本	156	ハナミズキ		1.90	1株	
51	イヌシデ	1.92	16.00	1本	104	ミズキ	0.36	9.00	1本	157	オオムラサキツツジ		0.90	30株	
52	ハンノキ	1.54	16.00	1本	105	ミズキ	1.26	15.00	1本	158	イロハモミジ		0.25	3.00	1本
53	イヌシデ	1.50	16.00	1本	106	サクラ	2.32	18.00	1本						

図 37 : A' 地区の樹木配置と樹木一覧



本図は、地形図に樹木等の位置を落とし込んだものである。ただし、地形図は最新の状態ではなく、樹木等はおおよその地点であることを承知されたい。

平成29年度現況実測平面図

番号	種別	幹回 m	樹高 m	数量
1	シンジュ	56	3.0	1本
2	シンジュ(3本立)	67	3.0	1本
3	シンジュ	50	3.0	1本
4	シンジュ(枯)	50	3.0	1本
5	栞掘木	80	3.0	1本
6	ヒノキ	135	10.0	1本
7	栞掘木	61	5.0	1本
8	栞掘木	72	5.0	1本
9	ウメ	69	5.0	1本
10	ウメ	79	5.0	1本
11	ウメ	106	5.0	1本
12	ウメ	30	5.0	1本
13	ウメ	100	6.0	1本
14	ウメ	92	7.0	1本
15	ビワ	120	8.0	1本
16	イチヨウ(雌株)	150	15.0	1本
17	アオギリ	100	12.0	1本
18	ミズキ	80	10.0	1本
19	シラカシ	90	12.0	1本
20	エノキ	103	8.0	1本
21	エノキ	275	18.0	1本
22	栞掘木(2本立)※伐採	63	5.0	1本
23	トウネズミモチ	72	4.0	1本

番号	種別	幹回 m	樹高 m	数量
24	ワジュロ	-	0.5	1本
25	ワジュロ	-	3.0	1本
26	トウネズミモチ(3本立)	121	5.0	1本
27	トウネズミモチ	70	5.0	1本
28	サワグルミ	115	15.0	1本
29	サワグルミ	104	12.0	1本
30	サワグルミ	180	18.0	1本
31	ナン	62	8.0	1本
32	ナン	65	10.0	1本
33	トウネズミモチ	150	12.0	1本
34	トウネズミモチ	170	15.0	1本
35	カキノキ	67	10.0	1本
36	カキノキ	45	6.0	1本
37	カキノキ	48	5.0	1本
38	ソメイヨシノ	141	12.0	1本
39	ナツミカン	57	5.0	1本
40	トウネズミモチ(2本立)	102	6.0	1本
41	トウネズミモチ	36	4.0	1本
42	トウネズミモチ	75	6.0	1本
43	トウネズミモチ(2本立)	91	6.0	1本
44	トウネズミモチ(2本立)	140	12.0	1本
45	トウネズミモチ	146	12.0	1本
46	エノキ	110	15.0	1本

番号	種別	幹回 m	樹高 m	数量
47	クワノキ(枯)	75	9.0	1本
48	クワノキ	90	10.0	1本
49	ヤマグワ	93	5.0	1本
50	センダン	180	15.0	1本
51	エンジュ	100	15.0	1本
52	トウネズミモチ	115	10.0	1本
53	アオギリ	123	12.0	1本
54	トウネズミモチ	188	12.0	1本
55	エノキ	197	15.0	1本
56	トウネズミモチ	44	4.0	1本
57	アオギリ	195	13.0	1本
58	トウネズミモチ	70	5.0	1本
59	エノキ(2本立)	169	15.0	1本
60	ヤマモミジ	95	8.0	1本
61	サワグルミ	172	13.0	1本
62	アオギリ	80	10.0	1本
63	クワノキ	64	4.0	1本
64	エノキ	100	9.0	1本
65	エノキ	144	13.0	1本
66	ヒマラヤスギ	121	15.0	1本
67	トウネズミモチ	45	4.0	1本
68-1~66	トウネズミモチ	-	3.0	66本
69-1~35	トウネズミモチ	-	3.0	35本

図 38 : B地区の樹木配置と樹木一覧

6. 案内・解説施設に関する計画

鉄道駅やバス停など各交通拠点から本史跡公園までのスムーズな誘導のための標識や、来場者が園内を安全にかつ快適に回遊し、史跡公園を有意義に散策してもらうための案内板は、史跡公園を整備していくうえで不可欠なものである

同時に史跡の価値や構成要素などの情報をわかりやすく提供する解説施設は、来場者の史跡に対する興味と理解を深めるために必要なものであり、史跡の望ましい将来像における「史跡を通じて歴史・文化を“学ぶ”」の実現に有効な手段となる。

本節では、各種の案内・解説施設を類型化し、地区区分ごとの設置計画を定める。

(1) 案内標識・解説板の種類

本史跡公園で設置を検討する案内・解説施設は表 12 の通りである。

表 12：案内標識・解説板の種別一覧

案内・解説施設の種別		掲載情報
史跡案内	総合案内	<ul style="list-style-type: none"> 史跡指定地の回遊に関する総合案内（見学順路や遺構・建造物の立地情報や、トイレ・休憩所など便益施設の配置情報など） 史跡指定地周辺の回遊に関する案内（指定地周辺の文化財や観光資源の案内と回遊ルートの情報、近隣交通拠点へのアクセス情報など）
	史跡概要	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の概要説明（史跡の指定範囲、指定理由、使用目的、構造など） 史跡指定地外に広がる他の文化財などの説明
	誘導	<ul style="list-style-type: none"> 各遺構・建造物、ガイダンス施設への誘導案内 火薬製造過程を辿る誘導表示など
遺構説明	遺構・建造物	<ul style="list-style-type: none"> 遺構、建造物の名称や規模、構造等の解説 学術的調査研究結果の表示・解説
環境説明	周辺環境	<ul style="list-style-type: none"> 周辺環境の説明（加賀藩下屋敷や火薬製造所全体の規模、史跡と石神井川、中山道等との関係の解説など）
	樹木	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の説明（名称、種類、特徴など）
注意喚起	危険表示	<ul style="list-style-type: none"> 史跡公園内の各種危険の表示（階段段差やスロープでの転倒注意や夜間の通行注意など）
	禁止事項の表示	<ul style="list-style-type: none"> 立入禁止、火気使用禁止、車両進入禁止などの表示

参考：東京都近郊における各種案内・解説施設の例



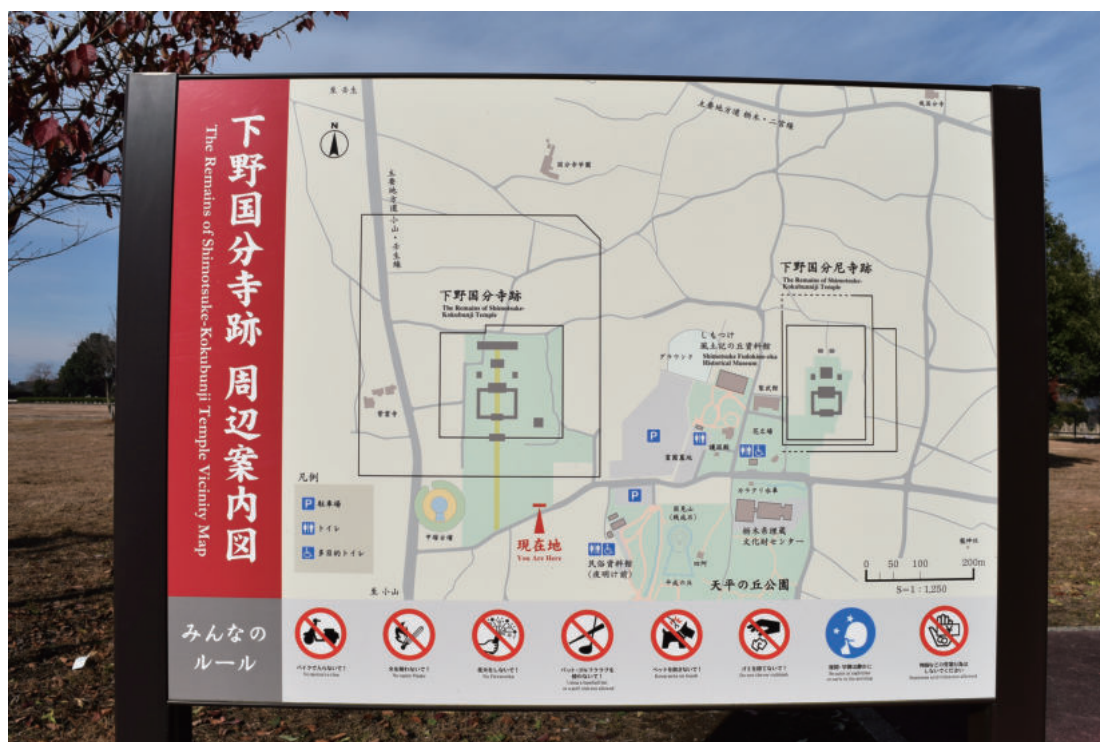
史跡案内の例（東京都・江戸城跡）



遺構説明の例（東京都・八王子城跡）



環境説明の例（東京都・常盤橋門跡）



環境説明・注意喚起の例（栃木県・下野国分寺跡）

(2) 案内・解説施設の設置に関する基本方針

『板橋区ユニバーサルデザインガイドライン』（平成30年3月策定）及び『板橋区屋外案内標識デザインガイドライン』（平成31年3月策定）の内容を踏まえ、来場者が園内を安全にかつ快適に回遊し、史跡の価値や構成要素などの情報を受け取ることが可能とする、景観にも配慮した案内・解説施設の設置を検討する。

また、現在設置されている案内・解説施設は、下記の基本方針と照らし合わせ、必要に応じて撤去、意匠・内容の変更を検討する。

案内・解説施設の設置に関する基本方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観に配慮した形態・素材・色彩を選択する。 ・ 表記を多言語化するなど、海外からの来場者への対応を検討する。 ・ ヴィジュアル・アイデンティティ（V I）（※）を設計し、わかりやすく統一されたデザインを検討する。 ・ ピクトグラムを活用や使用フォント・色使いなどの選択、点字の対応など、ユニバーサルデザインの観点を重視した設置を検討する。 ・ 解説板には図表や写真を積極的に取り入れ、来場者が読みやすく理解しやすいものとする。

※ヴィジュアル・アイデンティティ（V I）：ロゴマークやシンボルマークなど、そのブランドの持つ背景やコンセプトを視覚化したもの

(3) 文化財保護法に規定される標識、説明板などの設置

文化財保護法第115条第1項の規程により、史跡の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲い等の施設の設置が義務付けられている。同法及び史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則の規程を遵守し設置を行う。

表 13：史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則による規程（抜粋）

標識（第1条）	<ol style="list-style-type: none"> 1 石造とするものとする。ただし特段の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもって設置することを妨げない。 2 標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称 二 文部科学省の文字 三 指定の年月日 四 建設年月日
---------	---

説明板（第2条）	<p>1 次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称 二 指定の年月日 三 指定の理由 四 説明事項 五 保存上注意すべき事項 六 その他参考となるべき事項 <p>2 説明板には、指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。</p>
境界標（第4条）	<p>1 境界標は、石造又はコンクリート造とする。</p> <p>2 境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。</p> <p>3 境界標の上面には、指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界の文字及び文部科学省の文字を彫るものとする。</p> <p>4 境界標は指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。</p>
標識の形状（第5条）	<p>標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。</p>

○法令で定められている標識等の設置例



標識（東京都・浜離宮庭園）



標識（東京都・滝山城跡）



標識（東京都・武蔵国府跡）

重要文化財

築地本願寺本堂一棟

附 正門・北門・南門（各一所）、石塀（五基）

所在地 中央区築地三丁目一五番一号

浄土真宗本願寺派（京都西本願寺）の直轄寺院・築地本願寺は、江戸時代初期の元和三年（一六一七）、浅草近くの横山町に創建されました。

江戸浅草御坊と称された当寺院は、明暦三年（一六五七）の大火で焼失した後、現在地に移転・再建されました。特に本堂の大屋根は、江戸湾に入る船の目印であり、江戸庶民によく知られた名所の一つでした。

江戸時代から明治期にかけて何度か再建された本堂の本堂は、大正十二年（一九二三）の関東大震災で焼失した後、昭和九年（一九三四）に現在の本堂（鉄骨鉄筋コンクリート造、地上二階・地下一階）となりました。

西本願寺十二世宗主・大谷光瑞の依頼を受けた、設計者の建築家・伊東忠太（一八六七〜一九五四）は、日本の伝統的な寺院様式ではなく、仏教の発祥地であるインドの建築様式を独自の解釈で外観に取り入れ、特異な雰囲気をもつ伽藍を創出しました。

花崗岩が用いられた建物中央の本堂は、上部に銅板で葺いた巨大な円形屋根のせられ、左右対称のびた翼部には鐘楼と鼓樓の塔屋を置き、正面中央と左右の入口には独特の曲線による破風を設けています。内部は伝統的な浄土真宗寺院の本堂形式でありながら、外観各部にはインド風の建築手法が見られ、入口の破風・柱頭飾り・屋根上の尖塔、さらに細部の装飾が一体となり、全体として調和のある外観を創り出しています。

当寺院本堂は、建築家・伊東忠太が最新の技術を用いて東洋的な建築を追求した典型例であるとともに、秀逸な建築デザインを保持する震災復興期の貴重な建造物といえます。また、本堂とほぼ同時期に建築された外周の石積欄や石造柱門（正門・北門・南門）も共通のデザインを踏襲しており、本堂と一体をなす貴重な建造物となっています。

これらの建造物は、平成二十六年に重要文化財として指定されました。

平成二十七年三月

本堂二階平面図（竣工時） 2nd Floor Plan of Main Hall (at the time of completion)

築地本願寺本堂 配置図 Main Hall Layout of Tsukiji Hongwan-ji Temple

中央区教育委員会

お問合せ

説明板（東京都・築地本願寺本堂）

国指定史跡 **永福寺跡**

National Historic Site

Yofukuji Temple Site / 永福寺遺迹 / 오후쿠지 절터

昭和41年(1966)6月14日指定
Designated June 14, 1966
1966年6月14日指定
1966년 6월 14일 지정

永福寺は源頼朝が文治5年(1189)に奥州平泉を攻めた後、奥州藤原氏や源義経など、亡くなった数々の将兵の鎮魂のため、建久三年(1192)に創建した寺院です。中心となる二階堂は釈迦如来が本尊であったと考えられ、左右対称に北側に薬師堂、南側に阿弥陀堂の四輪堂が配されており、一切経供養や万灯会等の法事が盛んに行われるとともに、歴代将軍によって境内では華やかな花見・月見・蹴鞠等の行事も行われました。(『吾妻鏡』)。

境内には仏堂・寶篋・中門・約殿・庭園がつくられ、当時の京都貴族の邸宅を彷彿させる華やかで住宅的な要素が組み込まれていたことや、東を正面にして全長が南北130mに及び、前面に南北200m以上ある池がつくられていたことが発掘調査により明らかになっています。

※整備にあたっては創建当初の地盤を保護するため、60cmの盛土をした上に建造物の礎石を据えています。また、假藍の南側には池が大きく広がっていましたが、池については東岸の一部と現在のテニスコートの部分が未調査のため、整備範囲を狭め、暫定的に仮橋で形を整えています。

平成29年3月 鎌倉市教育委員会



The Yofukuji temple was founded in 1192 by the first shogun, Minamoto no Yoritomo, for the repose of the souls of the tens of thousands who died during his invasion of Oshu Hiraitsumi province in 1189, including the Oshu Fujiwara clan and Minamoto no Yoshitune. The central temple structure was the Nikaido where an image of the historical Buddha Shakyamuni was enshrined. It was flanked on the north by the Yakushi Hall enshrining the Medicine Buddha, and on the south by the Amida Hall enshrining the Amida Buddha, producing a symmetric appearance. The temple regularly held ceremonies to recite Buddhist scriptures as well as lantern festivals and other services to remember the dead, and according to the Azuma Kagami chronicle, the temple grounds were used by successive shoguns for such festive events as cherry blossom viewing parties, moon viewing parties and kemari ball games.

Excavations have verified the locations of the Buddha halls, wing corridors with chumon gates, a pleasure pavilion, a formal garden and a pond, with the buildings oriented eastward on grounds that extended 130 meters north and south and more than 200 meters east and west. The temple compound included showy touches in the style of the residential gardens of the Kyoto nobility of the time.

Note: In the reconstruction, the remains of the original buildings and grounds were covered with 60 cm of soil in order to preserve them. There was a large pond just south of the temple grounds and archaeological work is still under way, behind a temporary wood fence, on the east bank of the pond and the land under the modern tennis courts.

Kamakura Board of Education
March 2017

오후쿠지 절터 리나모토노 요리토모가 1189년에 오슈 지방의 최라이조미를 공격한 후, 오후쿠지(현 일족과 히라쓰무노 오사쓰네)를 건설한 후 만 열의 살형의 영혼을 달리기 위해 1192년에 창건한 사원입니다. 중심이 되는 니카이도 불당은 약사여래가 본존으로 모셔진 것으로 여겨지며, 좌우 대칭으로 북쪽에는 약사여래 불당, 남쪽에는 아미타여래 불당이 모셔져 있으며, 공제경(대장경) 중앙과 안쪽쪽 불교 행사가 빈번하게 개최되었으며 또한 역대 쇼군의 추모로 기념비적인 오토기 모퉁이에 있었다는 경표, 통찰을 정면으로 하여 남북으로 길이 130m, 앞쪽에 남북으로 길이 200m 이상이나 되는 연못이 있었다는 사실이 발굴 조사를 통해 밝혀졌습니다.

관내에서는 최라이 조명이, 달맞이, 게이리(공 불여사기) 등의 행사가 열렸을 것으로 추정됩니다. 또한 가마의 남쪽에는 연못이 만들어져 있었지만, 연못에 대해서는 동쪽 끝기의 일부와 현재의 테니스 코트 부근은 아직 조사하지 않았기 때문에 정비 범위를 좀더 정밀적으로 목적 형태로 보존하고 있습니다.

平成29年3月 鎌倉市教育委員会

説明板 (神奈川県・永福寺跡)



境界標 (栃木県・下野薬師寺跡)

(4) 地区区分ごとの案内・解説施設設置計画

① A地区

文化財保護法に設置が義務付けられている史跡指定を示す標識及び史跡の価値、範囲を示す説明板をエントランス付近に設置する。また、史跡全体の案内を記した総合案内板や、A地区部分のみの案内を記した部分的案内板、さらには史跡の周辺の関連文化財の分布や主要駅までの道すがらの街歩きに関する情報といった史跡を中心とした周辺地域についての情報案内板の設置など、来場者の目的に合った情報を提供できる案内板の設置を検討する。

遺構・建造物には個別の解説施設を設置し、その遺構・建造物が設置された目的や機能などについて来場者にわかりやすく伝えるとともに、土塁や常温貯蔵室など保存管理の必要上立ち入り規制を検討している遺構・建造物については、立入禁止などの注意喚起や規制に関する掲示も検討する。

またガイダンス施設として活用する計画の燃焼実験室のエントランス付近には、ガイダンス施設用のバナーを設置し、開館時間などの基本情報や展覧会の案内など、ガイダンス施設に特化した情報を掲示する。



施設案内バナー
(東京都・東京国立近代美術館)



企画展の案内バナー
(東京都・飛鳥山博物館)



施設案内バナー
(東京都・大國魂神社)

②A' 地区

加賀公園内には現在、各種案内板、解説板が下図の通り設置されており、これら案内板・解説板の整備に関する方針は以下の通りとする。



図 39 : A' 地区内の案内・解説板

表 14 : 現在設置されている解説板・案内板の整備方針

番号	名称	内容	整備方法
①	解説板	電気軌道線路跡の解説	A地区の遺構・建造物に設置する解説板の仕様に合わせ現在の解説板の更新を検討する。設置場所は発掘調査及び園路整備計画を基に検討する。解説文の内容については最新の学術的調査研究結果を反映し、可能な限り更新できるよう工夫する。
②		弾道検査管の標的(射塚)の解説	

番号	名称	内容	整備方法
③	案内板	加賀公園全体図	A地区同様、史跡全体の案内を記した総合案内や、A'地区部分のみの案内を記した部分的案内、さらには史跡の周辺の関連文化財の分布や主要駅までの道すがらの街歩きに関する情報といった史跡を中心とした周辺地域についての情報案内など、来場者の目的に合った情報を提供できる案内内容への更新を検討する。
④		加賀公園全体図・規制内容の表示	
⑤		トイレ案内板	

このほか、進入禁止や火気使用禁止、歩行注意などの注意喚起に関する案内板も、上記案内板・解説板の仕様に合わせた整備を検討する。

③B地区

A地区同様、総合案内板及び部分的案内板の設置を検討する。動線上メインエントランスとして想定している石神井川緑道側エントランス付近に設置するとともに、部分的案内板は愛誠病院側エントランス付近にも設置を検討する。

また建造物内部見学の誘導のため、建造物の出入口付近に案内板を設置し、各部屋や遺構などについては、解説板を設置し来場者に情報を提供する。

さらにガイダンス施設として活用する計画の物理試験室、爆薬理学試験室のエントランス付近には、ガイダンス施設用のバナーを設置し、開館時間などの基本情報や展覧会の案内などガイダンス施設に特化した情報を掲示する。

(5) 史跡指定地外の屋外案内標識の設置

鉄道駅やバス停などの各交通拠点から本史跡公園までの相互誘導のためには、屋外案内標識の設置が必要不可欠である。区が平成31年3月に策定した「板橋区屋外案内標識整備に関する基本的考え方」において、史跡公園周辺の屋外案内標識の設置は、「史跡公園をはじめとする加賀エリアにおける案内誘導の充実」として優先的に整備される路線に位置づけられている。

史跡公園の来場者が迷わず快適にこの地域を回遊し、他の文化財や観光資源を見学し散策できるよう、本計画の動線計画と加賀地区の屋外案内標識整備との整合をとりながら周辺地域の回遊性の構築に資するよう関係各課と連携を強化し検討を重ねていく。

(6) 案内・解説施設における先端技術の導入検討

史跡公園内及び周辺地域における案内・解説施設については、次のような先端技術の導入も含め設置方法を検討していく。

A デジタルサイネージを活用した案内・解説

デジタルサイネージとは、デジタル技術を活用した情報提供手段である。平面ディスプレイに映像や文字を表示し、映し出された画面内容を切り替えることができることから、固定化した従来の案内・解説施設よりも効果的に来場者の目的にあった情報を提供できる。



屋外のデジタルサイネージ
(東京都・国立科学博物館)



屋内のデジタルサイネージ
(東京都・東京文化会館)

B QRコード等を活用した案内・解説

遺構・建造物に設置した解説施設にQRコード等を設置し、来場者がスマートフォンやタブレットなどの電子機器をかざすことで、その遺構・建造物の解説サイトに誘導し、解説施設では伝えきれない詳細な情報を提供でき、さらに解説サイトにVR映像を併せて導入することで、より効果的な情報提供が可能になる。



遺構の解説
(神奈川県・永福寺跡)



VR映像
(神奈川県・永福寺跡)

7. 管理施設・便益施設に関する計画

史跡公園は都市公園法の適用を受ける都市公園として整備する予定であるため、公園施設に関する都市公園法施行令第5条の規定を遵守した設置を検討していく。史跡公園内の安全かつ快適な滞在と回遊を来場者に提供するために、休養施設や管理施設、便益施設などの公園施設の新設と、既存施設の更新・撤去について、地区ごとに現状に鑑み列挙し検討していく。これらの施設は可能な限り既存の施設を活用しつつ、史跡の保存活用上の要請により史跡指定地内に新設する場合は、発掘調査を実施し、遺構を保護した上で、往時のものと誤解を与えないような意匠や設置場所等を十分検討しながら設置していく。

(1) 共通項目

①水道設備

①-1 給水設備

内部公開を想定している歴史的建造物（ガイダンス施設）への給水や、公園トイレや水飲場への給水、植栽管理のための散水用、消火栓などの防災設備への給水設備を設置する。

給水設備の設置は景観に配慮するとともに、配水管等の埋設場所は発掘調査等を行ったうえで、適切な設置場所を検討する。

①-2 排水設備

雨水やトイレ排水などの汚水処理は、施設内から排水路を公共下水道の柵に連結し汚水を排除する。排水施設を埋設し設置する整備が必要であることから、遺構の保護に配慮した整備方法を検討する。

②電気施設

屋外の照明をはじめ誘導、防犯、消防設備、内部公開を想定している既存建造物等史跡公園の運営に必要な電力供給等を行うための電気施設を設置する。現在利用可能な電力線を活用しつつ、新規設置の場合は景観に配慮しながら必要に応じて地下埋設を検討する。その際は発掘調査を実施したうえで遺構面の保護に努める。

③防犯設備

現時点ではB地区の建造物に警報転送設備を設置し管理している。今後は夜間閉鎖管理を想定している部分（A地区・B地区）においては、遺構の保護と防犯対策の目的から、人感センサーなど閉園後の防犯設備の設置を検討する。なお設置については、史跡の景観の保護に配慮しつつ同時に遺構をき損しない方法を検討していく。

④防災設備

④－1 消火設備

史跡指定地における消火設備の設置については、区内関係各課及び消防署や東京都との協議のうえその内容や設置場所、数量等について検討を進めていく。自動火災報知機等の警報装置や、簡易消火器具（水バケツ・水槽など）や消火器、歴史的建造物の消火対策としての放水銃や消火栓設備、また建造物内部には屋内消火栓設備や、博物館の消火設備として設置されている不活性ガス消火設備などの設置を総合的に検討し設置していく。

また貯水槽の設置が必要な場合は、発掘調査を実施したうえで、本質的価値の構成要素の保護に影響のない方法及び場所に設置する必要がある。

④－2 避雷設備

建築基準法では、建築物の高さが20 mを超えている場合（建築基準法第33条）や、可燃性の危険物を貯蔵、製造または取り扱う建築物などに避雷設備を設置する必要があることが定められている。本史跡には、上記設置要件をもつ建築物がなく建築基準法の適用を受けるものではないが、落雷による被害に対し万全を期するために、適切な避雷設備を設けることを検討する。

⑤駐輪場

駐輪場については、本章「3. 動線計画」でも先述した通り円滑な地域内外の移動を確保し、回遊性を構築する視点からも各地区のエントランス付近に設置することを検討し、併せてシェアサイクル事業を当地域に展開していくことを想定し、サイクルポートの設置も検討していく必要がある。

（2）A地区

①休養施設・遊戯施設

①－1 ベンチ

来場者に園内の安全かつ快適な回遊を提供するため設置を検討する。その際は史跡の修景とあった素材（木材や樹脂など）や形状（背もたれの有無など）、数量等を検討する。

①－2 休憩所

史跡公園の回遊中の来場者へ憩いを提供するため、燃焼実験室内の部屋の一部に休憩所を設置することを検討する。また本章「5. 修景・植栽に関する計画」において、石神井川緑道側に緑陰を生み出す新たな植栽を検討したが、併せてベンチ、四阿、パー

ゴラ等の休憩所の設置も検討する。

①-3 ブランコ

A地区・A'地区間の動線上にあり、園路整備の妨げとなること及び隠蔽式発射場の復元に向けた発掘調査にも影響を与えることから、撤去又は移転を検討する。



ブランコ（加賀公園）

② 便益施設

②-1 水飲場

来場者の水分補給のための水飲場の設置を検討する。地区内に水飲場がないため新たに設置するが、その際は前述の給水設備からの引き込みを考慮したうえで、史跡の修景とあった仕様を選択した上で、利用しやすい場所への設置を検討する。



水飲場（加賀公園）



トイレ（加賀公園）

②-2 トイレ

燃焼実験室内の往時の出入り口付近に前所有者が近年設置したトイレが1か所あるが、往時の出入口の復元整備のため当該トイレの撤去を想定しており、地区内のトイレ数の維持のため、建造物内への設置を含め地区内への新たな設置を検討する。設置にあたっては、給排水路の埋設が必要であるため、発掘調査等を実施し地下遺構への影響がない場所を選定するとともに、史跡の修景とあった仕様を検討する。

なお導入するトイレは多様な方が利用することを想定した設計、デザインとする。

③ 管理施設

③-1 門・柵

遺構・建造物のき損防止及び防犯対策からA地区は閉鎖管理の実施を想定するが、この場合外周にフェンスなどの設置及びエントランス部分に門扉などの設置を検討する。その際、史跡の修景とあった仕様、設置場所や数量などを併せて検討する。

なお王子新道側のエントランスは歩道状空地の設置を考慮し史跡側3 m程度内側に設置することを検討する。

③-2 照明施設

夜間閉鎖管理を想定していることや、近隣住民への影響などを考慮し、必要最小限の照明施設の設置を検討する。また今後、期間を限定した夜間のライトアップ事業など、史跡の更なる魅力の創出が可能となるような照明施設の整備についても検討していく。

(3) A' 地区

①休養施設

①-1 ベンチ

現在21基のベンチが設置されている。来場者に憩いを提供するために現状の機能を維持し、破損部分の修繕や修景にあった仕様への更新などの整備を検討する。

②便益施設

②-1 水飲場

②-2 トイレ

ともに加賀公園入口広場付近に1か所ずつ設置されている。史跡活用上必要な施設であり、現状の施設の活用が可能のため、撤去や新規設置は行わず、劣化部分の修繕を中心とした整備を検討する。

③管理施設

③-1 門・柵

公園として常時開放されており、現在も人々の通行動線となっている機能を維持するため、門は設置しない。石神井川沿いに設置されているフェンスは機能を維持し、仕様の更新などを検討する。

③-2 照明施設

12本の公園灯が設置されている。LED等への更新を検討するとともに、期間を限定した夜間のライトアップ事業など、史跡の更なる魅力の創出が可能となるような照明施設の整備についても検討していく。

(4) B地区

①休養施設

①-1 ベンチ

来場者に園内の安全かつ快適な回遊を提供するため設置を検討する。その際は史跡の修景とあった素材（木材や樹脂など）や形状（背もたれの有無など）、数量等を検討する。

①-2 休憩所

史跡公園の回遊中の来場者へ憩いを提供するため、爆薬理学実験室（理化学研究所B棟）もしくは物理試験室（理化学研究所CDE棟）内の部屋の一部に休憩所を設置することを検討する。

② 便益施設

②-1 水飲場

来場者の水分補給のための水飲場の設置を検討する。地区内に水飲場がないため新たに設置するが、その際は前述の給水設備からの引き込みを考慮したうえで、史跡の修景とあった仕様を選択した上で、利用しやすい場所への設置を検討する。

②-2 トイレ

理化学研究所B棟及びC、D、E棟間に前所有者が近年設置したトイレが1か所あるがエントランス設置及び園路整備による撤去を想定しており、地区内のトイレ数の維持のため、建造物内への設置を含め地区内への新たな設置を検討する。設置にあたっては、給排水路の埋設が必要であるため、発掘調査等を実施し地下遺構への影響がない場所を選定するとともに、史跡の修景とあった仕様を検討する。

なお導入するトイレは多様な方が利用することを想定した設計、デザインとする。

③ 管理施設

③-1 門・柵

遺構・建造物のき損防止及び防犯対策からB地区は閉鎖管理の実施を想定するが、この場合外周にフェンスなどの設置及びエントランス部分に門扉などの設置を検討する。その際、史跡の修景とあった仕様、設置場所や数量などを併せて検討する。

③-2 照明施設

夜間閉鎖管理を想定していることや、近隣住民への影響などを考慮し、必要最小限の照明施設の設置を検討する。また今後、期間を限定した夜間のライトアップ事業など、史跡の更なる魅力の創出が可能となるような照明施設の整備についても検討していく。

8. 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画

史跡陸軍板橋火薬製造所跡の指定地の周辺には、「圧磨機圧輪記念碑」や「旧東京第二陸軍造兵廠建物群（東京家政大学構内）」などの指定・登録文化財、「陸軍省標柱」や「土塁」、「公益財団法人愛世会愛誠病院・シルバーピア加賀」に残る建造物などの未指定文化財、あるいは旧中山道板橋宿や王子新道などの文化資源が現存するほか、地域に様々な歴史資料、美術工芸資料あるいは有形無形の民俗資料など多様な文化資源が存在している（これら文化資源の総体を以下「関連文化財」と称す）。関連文化財の価値を評価し、史跡公園と関連付けながら一体的に理解できるよう整備・活用していくことは、史跡の価値を理解する上で重要であることから、本節では、史跡と関連文化財との有機的な整備活用に向けた方針と手法を検討する。

なお関連文化財との有機的な整備活用は、主にソフト面での整備活用を念頭にし、史跡公園グランドオープンまでの事業だけではなく、グランドオープン後の管理運営も見据えた事業として展開する。

（１）『保存活用計画』の確認

『保存活用計画』の第5章では、下記のように関連文化財の整備活用に向けた記述があり、これに基づいた施策を検討する。

『保存活用計画』第5章

< 大綱 “史跡の望ましい将来像” >

（一部抜粋）

◆史跡を整備し、多様な人々が“憩う”場の創出

○散策やレクリエーションのために道すがら公園を訪れる人々が、遺構や歴史的建造物に加え、展示などの教育普及事業に気軽にアクセス・参加できる環境を整備することで、多様な人々が気軽に集い、さらに歴史に出会うことができる場を創出する。

◆史跡を通して、歴史・文化を“学ぶ”

○史跡の価値を構成する歴史的建造物の一部を、ガイドンス施設等として整備し、近代史・産業史・郷土史・平和教育などを学ぶ展示等教育普及事業の場を創出する。さらに当該地域における生涯学習・社会教育施設として、近隣の小中学校や高校、大学等の教育機関と連携し、地域と共に学び合う教育の推進をめざす。

○火薬製造所の敷地は史跡指定地外にも広がっており、関係する建造物や標柱なども残っている。これらは史跡の価値を理解する一助となる。史跡公園を核に史跡指定地外にある多様な文化財（未指定を含む）との関係性を尊重し、一体的に理解できる整備をめざすとともに、回遊性の構築など柔軟な活用に努める。

◆史跡を通じて、板橋の現在・未来を“創る”

○「工都板橋」の礎となった史跡の価値をいかして、地域、商店街、民間企業、大学や研究機関等と連携し地域産業や最先端研究を学習・体験できる事業を展開することで、区民をはじめとした多様な人々の科学技術に対する夢を育む。

(2) 現時点で既に実施している施策

現在、生涯学習課の施策の中で、本史跡や関連文化財に関する講座の開催やパンフレット・冊子等の制作を行っている。以下にその例として、近年実施した事業を掲載する。

<文化財講座等の開催>

・文化財講座

平成 28 年度：「板橋区加賀 火薬製造所の歴史を探る」

見学先…陸軍板橋火薬製造所跡（この時点では史跡指定前）

平成 30 年度：「陸軍板橋火薬製造所跡」

（東京家政大学と旧理研の見学会を実施）

見学先…陸軍板橋火薬製造所跡（B 地区）、「旧東京第二陸軍造兵廠建物群（東京家政大学構内）」



平成 30 年度文化財講座

・文化財ふれあいウィーク

平成 30 年度：「Old meets new 東京 150 年 いたばし文化財ふれあいウィーク 2018」（板橋地区と上板橋地区を対象に実施）…板橋地区は文化財ウィークと同時開催、上板橋地区は安養院、「茂呂遺跡」を公開。

・かなざわ講座

平成 30 年度：第 2 回かなざわ講座「加賀藩前田家の江戸藩邸」



平成 30 年度第 2 回かなざわ講座

<文化財シリーズ・文化財マップの制作・頒布>

・文化財シリーズ

平成 27 年度：No. 96 『旧東京第二陸軍造兵廠火薬研究所 近代化遺産群調査報告書』

平成 28 年度：No. 97 『陸軍板橋火薬製造所跡調査報告書』

No. 98 『板橋宿の歴史と史料』

・文化財マップ

毎年度制作し、区役所本庁舎や区立郷土資料館、区内地域センター、いたばし

観光センター等で無料配布している。

<その他>

- ・ギャラリーモール パネル展示（※主管課は広聴広報課）

平成 29 年度：「はじめまして 陸軍板橋火薬製造所跡」展

（3）関連文化財との有機的な整備活用の方針

<方針>

- ①継続的な学術的調査研究の実施
- ②回遊性の構築
- ③ガイダンス施設における展示等教育普及事業
- ④地域の関連団体、他自治体、関連施設との連携した事業展開
- ⑤関連資料の収集保存の継続

上述の方針に基づき、本項では史跡の価値に対する理解が深まり、史跡と関連文化財が相互補完的な影響関係を結ぶことをめざし、下記に施策展開の意義とその具体的な手法を検討する。

①継続的な学術的調査研究の実施

『保存活用計画』第4章に示した通り、本史跡を整備するためには、学術的調査研究の継続的な実施が必要不可欠である。学術的調査研究によってもたらされる知見は、史跡の整備だけに資するものではなく、史跡と周辺地域の歴史や文化に関する多様な情報が含まれているため、史跡と関連文化財の有機的な整備活用に役立てることができる。また調査成果は、例えば中山道板橋宿の近世・近代の状況や、戦後に火薬製造所の跡地に入居した研究所、学校、工場等や地元地域の展開など、周辺地域の総合的な歴史・文化の諸相を明らかにする歴史的事象と期待され、本項②以降で示す様々な施策を通して、区民をはじめとした多様な人々へ直接的に還元することが可能である。

なお学術的調査研究の実施に関する計画は、文献調査等の継続的实施を中心とし、詳細は本章「9. 整備事業に必要となる調査等に関する計画」において記述する。調査研究の際は、区史編纂事業や『板橋区古文書目録』のための調査事業など、これまで蓄積してきた文化財調査の成果を利用しながら推進していく。

具体的な手法は下記のもので想定される。なお調査は関連資料の収集にもつながるため、調査及び研究は同時並行的に展開することが効果的である。

【想定される手法】

- ・史跡指定地内外の遺構・建造物に関する学術的調査研究の継続的な実施
- ・公的機関等に収蔵される関係史料の学術的調査研究の実施

- ・民間、個人所有資料の学術的調査研究の実施及び収集
- ・既調査成果の検証
- ・資料などのデジタル化
- ・収集資料の整理

など

②回遊性の構築

前掲した『保存活用計画』大綱及び第8章で確認しているとおり、史跡と関連文化財との回遊性の構築は、史跡の価値に対する理解を、区民をはじめとした多様な人々へ広げ、深めるために有効であり不可欠である。点在している関連文化財を線で結び、地域の歴史・文化とその魅力を面として捉え、発信し回遊性を構築することは、商店街振興や観光振興、産業振興など、ひいては地域全体の活性化にもつながる。回遊性の構築は区関係各課と連携し関連団体の協力を得ながら、地域に根差した文化財の活用として具体的な方策を検討し実施していく。史跡公園のグランドオープンまでを対象とした事業に加え、グランドオープン以降も継続して実施できる事業、新たなニーズなどに対応した事業など、長期的な展開をめざす。

【想定される手法】

- ・各最寄駅・バス停留所等から、史跡公園までのアクセスルートの設定とマップ等の制作
- ・北区をはじめとした周辺自治体、関連施設と連携した広域的な見学ルートの構築
- ・周辺に点在する文化財・観光資源の回遊を促す、文化財スタンプラリーなどのイベントの実施
- ・『板橋区屋外案内標識デザインガイドライン』（平成31年3月策定）に基づく史跡周辺の回遊性を向上させるための案内表示の設置検討
- ・史跡周辺の商店街と連携した、史跡関連グッズ等の商品開発など集客事業の展開
- ・いたばし観光ボランティア等との連携による史跡周辺のまちあるきツアーの実施
- ・公共交通機関と連携した駅からのツアーなどの実施による広報の拡充
- ・周辺地域におけるサイクルポートの設置等シェアサイクル事業の展開

など

③ガイダンス施設における展示等教育事業

前掲した『保存活用計画』大綱で確認した通り、現存する歴史的建造物の一部をガイダンス施設として整備し、資料の収集・保存機能、展示等教育普及機能、調査研究機能をもたせる計画である。このガイダンス施設における展示等普及事業では、関連

文化財や資料、学術調査結果などを実際に展示することや、関連文化財を題材にした教育普及事業の開催など、様々な史跡と関連文化財との有機的な整備活用を想定することが可能である。特に関連文化財の展示は最も直接的な活用方法であり、史跡との関係性をわかりやすく示すことができ、実現性の高い施策として想定できる。

ガイダンス施設での関連文化財の展示では、一般的に資料の展示替えを除き頻繁な内容更新が難しい常設展示だけではなく、期間を区切って幅広いテーマを柔軟に設定できる企画展示の実施も有効である。さらに企画展示は継続的・計画的な企画展開が可能であり、見学者にとって関連文化財及び史跡との関係性を直接的に理解することができる学習機会として、非常に有効な手段となる。また、様々な企画展示を行うことで、訪れるたびに新しい資料などに触れ、新たな学びを創出することにつながるため、来場者の増加やリピーターの確保にも有効である。地域の歴史文化の展示が想定される関連文化財としては、区立郷土資料館が所蔵する砲術関係の資料群、あるいは区登録有形文化財でもある「加賀五四自治会（肥田一穂氏寄贈）文書」などが挙げられる。なお、その他に想定される具体的な手法は、下記の通りである。

【想定される手法】

- ・北区など周辺自治体と協力・連携した展覧会の企画
- ・関連文化財を題材にした教育普及事業の実施
- ・区立郷土資料館など関連施設との協同展覧会の開催
- ・大学等と連携した関連文化財の学術的調査研究の実施とその成果に基づく展示の検討
- ・展覧会に関連した講演会やシンポジウムの開催
- ・展覧会の内容に基づく図録等の書籍の制作

など

④地域の関連団体、他自治体、関連施設との連携した事業展開

史跡と関連文化財を結びつけ、地域を広域的に面として捉え効果的に事業を展開していくためには、近接する他自治体や博物館等の関連施設との連携が必要不可欠である。特に区立郷土資料館などの博物館施設とは、展示等教育普及事業の共同企画や連携、収蔵資料の貸借など、緊密な連携を取りながら、板橋区の歴史文化や街の魅力を発信していく様々な事業を企画することができる。

また、JR埼京線を挟んだ北区側には東京第一陸軍造兵廠の遺構が残っており、近代化遺産を軸とした北区との連携も視野に入れ事業展開をめざす。

他自治体、関連施設との連携に関する具体的な手法は、次のように想定できる。

【想定される手法】

- ・ 近隣の博物館との企画展や展示等教育普及事業の協同開催
- ・ 区をまたいだ広域的な関連文化財や観光資源などを対象にしたスタンプラリーや見学ツアー等の事業の展開
- ・ 図書館や公文書館などと連携した関連書籍・資料等の展示紹介の開催
- ・ 「櫻井徳太郎賞」や「板橋区図書館を使った調べる学習コンクール」との連携した展示等の事業

など

⑤関連資料の収集保存の継続

現在、史跡周辺には様々な関連文化財が現存しているが、現在把握しているもの以外にも、貴重な文化財、資料が数多く残されていると考えられる。これらを調査発掘し、収集もしくは寄贈を受けるなどして収蔵することは、地域の歴史文化の新たな一面を理解し深める上で不可欠である。

例えば、戦後、加賀地域を撮影した個人の写真の中に、火薬製造所時代の遺構・建造物群が写っていることが想定でき、地域には膨大な量の写真資料が存在すると思われる、これらの資料は史跡に関する新たな情報を得ることができるものである。

これらは貴重な歴史的資料であり、史跡整備の根拠となる資料としても大変重要なものとなりえる。

関連資料の収集・保存は基礎的な事業であるが、史跡の価値をいかした事業展開の根拠となるため、継続的に収集し保存を行っていく必要がある。収集にあたっては、本章「10. 公開・活用に関する計画」、「11. 公開・活用及びそのための施設に関する計画」でも後述する通り、史跡公園内の収蔵スペースが限られているうえ、史跡及び関連文化財の理解につながる資料を選別し適切に保管管理していく必要があるため、収集基準を定めると同時に資料の分類基準の策定、デジタルアーカイブズ化の確立などの検討を続けていく。

関連資料の収集・保存に向けた具体的な手法は、下記のように想定できる。

【想定される手法】

- ・ ホームページ・広報等を利用した資料収集の呼びかけ
- ・ 史跡公園開園前のパネル展等の実施による興味関心の醸成
- ・ 区民への聞き取り調査の実施
- ・ 資料の柔軟な活用に向けた複製化、デジタルアーカイブズ化

など